

上越教育大学オープンアクセス方針

(令和元年12月11日制定)

(趣旨)

- 1 上越教育大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動により生み出された成果を電子的手段を用いて広く学内外に無償で公開することにより、学術研究の発展に資すること及びその成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学教員は、商業出版社、学協会又は本学が発行する学術雑誌に掲載された論文及びその付随データ等の研究成果（以下「論文等」という。）について、本学が上越教育大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開することに同意する。ただし、論文等の著作権は本学には移転しない。

(適用の除外)

- 3 以下に該当する場合は、リポジトリによる論文等の公開は行わない。
 - (1) 商業出版社、学協会等に著作権が譲渡された論文等で、著作権者がリポジトリによる公開を許容しない場合
 - (2) 本学教員が事前（論文等の原稿が学術雑誌の発行元に受理されてから掲載されるまでの間）にリポジトリによる公開が不適切であると申し出た場合

(リポジトリへの登録)

- 4 本学は、出版された論文等について、リポジトリ登録が許容される適切な版を入手し、リポジトリへ登録する。リポジトリへの登録、公開等に関する事項は、「上越教育大学リポジトリ運用方針」に基づき取り扱う。
- 5 本学教員は、前項のリポジトリ登録に必要となる作業・手続等に可能な限り協力するものとする。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、学術研究委員会が別に定める。

附 記

- 1 この方針は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この方針実施前に出版された論文等には、この方針は適用しない。